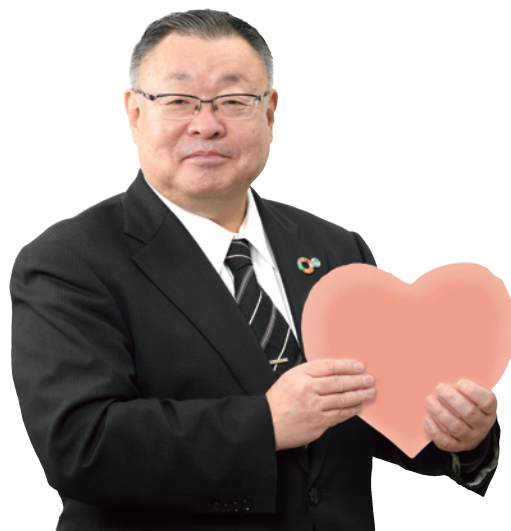


「ブラック校則」は無くならない!?

2017年に大阪の高校で、生まれつき茶色の髪を黒く染めるよう強要されて不登校になったとして起こされた裁判があった。そのことをきっかけに、校則に関する社会的議論が起こったことは大きな意義があったと言える。2022年確定の判決では、不登校後の学校側の対応に一部違法性が認められたものの、染色・脱色を禁じた校則や髪を黒く染めるよう求める指導は、学校側の広範な裁量が認められるとして適法と判断された。裁判を契機に、教育委員会が校則や指導のあり方の点検・見直しを求める通知を出したり、文科省が校則の見直し等に関する事務連絡を発出したりした。必要性や根



「子どもの権利条約」批准から30年

拠に乏しい「ブラック校則」の見直しは少しずつ進んだが、管理主義的な校則やそれにもとづく抑圧的な学校の対応、指導は今も無くなっていない。下着の色の指定やスカート丈など身だしなみの細かい規定など、人権を侵害する行き過ぎと考えられる校則も依然として残っている。

2022年6月、「こども家庭庁設置法」と、あらゆる子ども施策の基盤となる基本理念を定めた「こども基本法」が成立した。2023年4月には、子ども政策の総合調整・司令塔機能を担う「こども家庭庁」が発足し、12月には「こども大綱」が閣議決定された。今年は、国連が「子どもの権利条約」を採択(1989年)して35年、日本が条約を批准(1994年)してから30年になる。ようやく条約の一般原則(子どもの最善の利益/差別の禁止/子どもの意見の尊重/生命・生存・発達に対する権利)を念頭に置いた法律ができたと言える。こうした動きは、日本に住むすべての子どもの権利を保障する第一歩になることが期待される。しかし、子どもが直面している問題を解決するためには、当事者である子どもの意見を聴き、尊重し、反映されることが重要だ。「意見を聴くと子どもがわがままとなる」といった誤った認識は正されるべきと考える。

「子どもは権利行使の主体」!

こども基本法の第1条(目的)で「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と規定し、第3条(基本理念)で条約の4つの一般原則を規定している。大人や教職員の中には「子どもは管理するもの」という固定概念があるが、上から目線で児童生徒を威圧するのではなく、「子どもは権利行使の主体」ととらえることが必要だ。

子ども政策の推進と子どもの権利保障には、予算拡充と財源確保が重要になる。岸田前首相は「子育て予算倍増」を唱え、今年度予算では「加速化プラン」「こどもまんなか社会」の実現として前年度比で増額したものの十分とは言えない。財源も、新たに医療保険料に上乗せする「支援金制度」を導入して確保をはかったことは問題を残したと言える。日本の子ども・子育て支援に対する公的支出は、2017年の対国内総生産(GDP)比1.79%でOECDの平均2.34%より低い。ドイツの3.17%をはじめ、イギリス・ノルウェー・スウェーデン・デンマークも3%台でフランスは3.60%となっている。子どもの権利やウェルビーイングの視点を子ども施策の中心に位置づけ推進していくためには、根本的な予算の組み替えが必要と考える。